

奈良県訓令第9号

各部課室
各出先機関

奈良県事務決裁規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第三号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第二条中第二十号を第二十一号とし、第八号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第七号中「文化観光局長及び平城遷都千三百年記念事業推進局長」を「観光局長」に、「こども家庭局長」を「こども・女性局長」に、「並びに」を「及び」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 南部振興監 規則第三条第三項に規定する南部振興監をいう。

第三条第一項中「知事公室長」の下に「、南部振興監」を加える。

別表第三中「文化会館 民俗博物館」を「民俗博物館 橿原文化会館」に、「福祉事務所」を「中和福祉事務所」に、「精華学院」を「精華学院 女性センター 保健所」に、「野外活動センター 女性センター」を「野外活動センター」に、「JR奈良駅連続立体・街路事務所」を「新公会堂」に、「美術館」を「文化会館 万葉文化館 美術館」に、「館長代理」を「副館長」に、「うだ・アニマルパーク」を「うだ・アニマルパーク 畜産技術センター」に改め、同表自治研修所の項の次に次のように加える。

平城京歴史館	管理課長
--------	------

別表第三農業総合センターの項の次に次のように加える。

JR奈良駅連続立体・街路事務所	総務用地課長
県営住宅管理事務所	総務管理課長